

島根県臨床心理士・公認心理師協会会員倫理規程

＜趣旨＞

第1条 本倫理規程（以下「本規程」という。）は島根県臨床心理士・公認心理師協会（以下「本協会」という。）規約第11条に基づき、本会の会員に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

＜目的＞

第2条 本規程は、本会規約第11条第1項に基づき、会員が行う心理にかかわる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

＜倫理綱領＞

第3条 本会は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を別に定める。

＜委員会＞

第4条 本会は、本規程第2条及び第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

＜委員会の業務＞

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理問題に関する審議、調査及びその結果の答申
- (4) その他、会長が必要と認める業務

＜秘密の保持＞

第6条 前条の業務を遂行するにあたり知り得た秘密について、委員、理事、事務局員及び業務上知り得た者は、これを第三者に漏えいしてはならず、退任後も同様とする。

＜委員会の構成＞

第7条 倫理委員は正会員の中から理事会で選任し、総会の承認で任命する。倫理委員の定員は若干名とし、互選にて倫理委員長を選任し、会は倫理委員長が招集する。倫理委員の任期は2年とし、再任は妨げないが、2期までとする。倫理委員は

人格的に公正なものでなくてはならない。また、委員は独立性を認められ、いかなる干渉も受けない。審査の結果については倫理委員長から会長に報告する。

＜委員会の運営＞

第8条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員は、自己についての事案又は自己と利害関係がある事案の場合、その審議、調査及び議決に加わることはできない。
- 4 審議の決議は、出席委員の過半数をもって行う。賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

＜委員会の調査＞

第9条 委員会は、本規程第5条(3)に定める業務における事実確認のため必要と認められた場合は、調査を行うことができる。

- 2 調査を行う委員（以下「調査委員」という。）は2名以上とする。
- 3 調査委員は、原則として委員の中から委員長が指名する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の中から協力委員を任命して調査委員に充てることができる。この場合、調査委員のうち1名は委員とする。
- 4 調査委員は、調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 調査の手順については島根県臨床心理士・公認心理師協会倫理問題の対応指針に定める。

＜委員会の報告＞

第10条 本規程第5条(3)に定める業務については、委員会は会長が諮問した日から起算して6ヶ月以内に、処遇案を会長に答申しなければならない。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めたときは期限を延長することができる。

- 2 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、厳重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止、退会勧告及び本会規約第13条に定める除名のうち一つ又は二つ以上とし、処遇を公表すべきか否かを含むものとする。
- 3 第1項に定めるもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

＜処遇＞

第11条 倫理違反が認められた場合において、最終的な処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、次の区分に従い、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。但し、次の区分のうち二つ以上の

処遇を選択することを妨げない。

- ① 厳重注意
- ② 教育・研修の義務付け
- ③ 一定期間内の会員活動の停止
- ④ 退会勧告
- ⑤ 除名

2 処遇を決定された会員が、処遇に従わない場合には、当該処遇を含め、前項に定める手続きにより、再度の処遇を決定する。

＜処遇の公表＞

第12条 理事会は、前条で決定された処遇を公表することができる。

2 公表の内容、方法及び期間については、理事会が決定する。

＜改廃手続き＞

第13条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

附則

1. 本倫理規定は平成14年4月5日より発効する。

これにより旧倫理綱領(平成4年11月18日発効)は廃止する。

2. 倫理委員会の事務は、事務局が担当する。

3. 本規定は、必要により理事会の承認を得て、細則を設けることができる。

4. 平成24年4月22日 一部改正

5. 平成26年4月27日 一部改正

6. 平成27年4月26日 一部改正

7. 令和2年4月19日 一部改正

8. 本「島根県臨床心理士会会員倫理規定程 改正（案）」の改廃については、本案の第13条によらず、総会の承認をもってこれを行うものとする。また、本案が総会にて承認された場合には、この「附則8」の文言は最終号から削除するものとする。